

国民年金だよ



保険料の免除制度について

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

① 免除申請（全額・一部）

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業などの事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除などが承認されると脱退となります。

■ 納付・全額免除・一部免除・納付猶予・未納の違いについて

	老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	老齢基礎年金額の計算に
納付	含まれる	含まれる
全額免除	含まれる	含まれる（注1）
一部免除	含まれる（注2）	含まれる（注1、2）
若年者納付猶予（学生納付特例）	含まれる	含まれない
未納	含まれない	含まれない

（注1）保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が次のとおりとなります。（平成21年4月以降の免除期間）

- ・全額免除の場合：2分の1
- ・4分の3免除の場合：8分の5
- ・半額免除の場合：4分の3
- ・4分の1免除の場合：8分の7

（注2）一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

■ 過去2年まで遡って免除申請ができません

一定の将来期間のほか、過去2年（申請月の2年1ヵ月前の月分）まで遡って免除を申請できます。申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

■ 学生納付特例制度について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険

料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$118 \text{万円} + \text{扶養親族などの数} \times 38 \text{万円}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入のうえご返送ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
 電話 34・2121 内線 413
 日本年金機構 旭川年金事務所
 電話 0166・72・5002